

# 終戦後における我國市中銀行の

## オーバーローンについて

吉 野 俊 彦

### I オーバーローンの意義

### II オーバーローンの状況

昭和27年2月刊行の日本銀行調査月報に「我國市中銀行のオーバーローンに付て」と題する拙論を掲載したことがあるが、これは明治年代から昭和26年12月までの期間にわたる我國市中銀行のオーバーローンの状況を概観するとともに、「明治型」オーバーローンと「昭和型」オーバーローンの対比を行うことを狙いとしたものであった。しかしその後更に2年以上の歳月を経過し、この間財政金融状況にかなりの變化が生じたこと、特に輸入金融制度の變化に伴って統計作成方法が複雑化したこと等に加え、オーバーローンの評價その他についての私の考方に多少改訂を加える必要を生じたため、この機會を利用して終戦後の我國市中銀行のオーバーローンの統計を作成し直し且つ新たに昭和27年、昭和28年の各月並に昭和29年の2月迄の計數を挿入するとともに、オーバーローンの問題を再考することにした。

### I オーバーローンの意義

現在我國の市中銀行はオーバーローンの状況にあるといわれている。またこれと表裏の關係にたつものとして、我國の企業はオーバーボロウイングの状況にあるといわれている。しかしながらオーバーローンあるいはオーバーボロウイングという言葉自體について確定的な定義付けが行われているわけではなく、論者によって全くまちまちであるというのが實際の状況である。

まずオーバーローンについてみると、單純に市中銀行の貸出勘定が預金勘定を超過することがオ

### III オーバーローンの發生原因

オーバーローンであるとする議論がある。一見極めて明瞭であるように思われるこの定義も、我國の市中銀行の主要勘定の推移を具體的に跡付けると、たちまちそれが曖昧であることを曝露する。なぜならばこの定義によると、我國の市中銀行がオーバーローンの状況から確定的に脱脚したのは昭和2年の金融大恐慌以降のことで、それ迄は第一次世界大戦中の大正5年から8年迄と大戦後の大正10年を除き、明治以降の我國市中銀行の貸出勘定は預金勘定を常に上廻っていたからである<sup>1)</sup>。それならばこの貸出勘定が預金勘定を超過する部分を市中銀行は何によって埋めていたかということ、それはすべて日本銀行からの借入金だけだとはいえない。すなわち明治30年代の後半以降における市中銀行は拂込資本金あるいは積立金等の自己資本によって貸出勘定の預金勘定超過部分を埋めていたのであって、日本銀行からの借入金に依存する割合は極めて輕微であった<sup>2)</sup>。つまり明治30年代の後半から大正年代にかけての我國市中銀行は今日考えられる以上に自己資本が充實していたのであって、このように相對的にウエイトの高い自己資本の存在を考えると、オーバーローンの定義に當って單純に貸出勘定と預金勘定とを對比するというだけでは著しく不充分であるということが判明するのである。

そこでオーバーローンとは市中銀行の貸出勘定が預金勘定を超過し、しかもその差額を自己資本

1, 2) 明治大正年代の我國市中銀行のオーバーローンの計數については、前記日本銀行調査月報所載の拙稿を参照せられたい。

によってカバーしきれずに、中央銀行からの借入金に常時依存することであるとする議論が生ずる。この立場にたてば、明治 30 年代の後半から大正年代の我國市中銀行はオーバーローンから完全に脱脚していたことになり、第 1 の定義とはかなり異った結果を生ずる。しかしこれも決して充分な定義を行ったことにはならない。なぜならばこのように中央銀行からの借入金に対する恒常的依存を、オーバーローンの定義にとって不可欠の構成要素として掲げるとなると、預金ならびに自己資本勘定に對比すべきものとして貸出勘定のみを摘出することは不充分であって、有價證券あるいは外國爲替勘定等をも含めた市中銀行の全運用資産を問題とせざるを得ないからである。もちろん市中銀行の運用資産という観点から眺めた場合、貸出勘定と有價證券あるいは外國爲替勘定とは、流動性その他の點において差異があることは認めなければならない。しかし中央銀行から常時借入を行って有價證券あるいは外國爲替を保有しているならば、いかに形式上貸出勘定がすくなくとも、それはやはりオーバーローンといわなければならないであろう。従ってこのような立場にたてば、中央銀行からの借入をそのまま残しながら、貸出勘定を有價證券あるいは外國爲替勘定に切替えてみたところで、それはオーバーローンの解消にはならないといわなければならない。そしてこのように市中銀行の全運用資産が問題とされる以上は、負債面においても、預金と自己資本勘定だけを摘出するのは狭すぎるのであって、債券ならびに中央銀行以外の者からの借入金も預金と自己資本勘定に合算しなければならないのは當然である。要するにオーバーローンの定義はいろいろあろうが、その行きつくところは結局、市中銀行がその使用總資金中において中央銀行の信用創出（借入金勘定だけでなく、外國爲替勘定等實質的に中央銀行の信用創出と考えられるものをすべて含む）に常時依存する度合の高い状態、換言すれば市中銀行の全運用資産が預金、自己資本、債券、中央銀行以外の者よりの借入金の合計を超過し、その差額を常時中央銀行の信用創出によってカバーしている状態が、オーバーローンであるということ

になるのである。

次にオーバーローンと表裏の関係にたつものとされているオーバーボロウイングについては、どのように考えるのが妥當であろうか。この點についてもいろいろな議論があることはオーバーローンの場合と同様であるが、普通には企業が本来自己資本勘定によって賄うべきものとされている固定資産並に常時固定すべき棚卸資産まで、銀行からの借入金勘定によって賄っている状況をいうものとされているようである。しかしそれならば銀行からの借入金勘定を増資によって資本金勘定に、あるいは起債によって社債勘定（社債は決して自己資本ではないが借入金に比べれば長期化し得るという意味で）に切替えれば、オーバーボロウイングは解消してしまうのであろうか。もしこのように考えるとすれば、それは丁度オーバーローンを定義する場合市中銀行の貸出勘定が預金勘定を超過することと考えると同じように、極めて不十分な定義付けであるということにならざるを得ない。なぜならばたとえ銀行からの借入金株式あるいは社債に切替ったとしても、その株式あるいは社債が証券市場を媒介として直接大衆投資に切替っているならば格別、もしそれが銀行によって保有されているならば、借入金の場合に比べて債務が長期固定化するという差異は生ずるにせよ、銀行の企業に対する過度の支配という状況逆にいえばその形式はともかく實質的に企業が過度に銀行信用に依存するという状況には何等變化が生じないからである。また市中銀行からの借入金勘定を市中銀行ならざる特殊金融機關からの借入金に切替えたとしても、それは従來の取引先銀行からの關係がたちきられ、法外な歩積み預金をさせられることがなくなるといった變化は生ずるかもしれないが、しかしそれは決して企業の自己資本の充實にはなっていないという意味で、オーバーボロウイングが是正されたとはいいい難いであろう。

以上のように考えると、オーバーローンとオーバーボロウイングはその定義の如何によって、表裏一體のこともあると同時に、そうでない場合もいろいろ考えるれることとなる。しかしここではただその事實を指摘するに止め、問題を主として



オーバーローンに限定して、その状況、発生原因、等についての私見を開陳することとする。

## II オーバーローンの状況

以上に掲げたオーバーローンの定義からすればオーバーローンの度合を計測する最も厳密な方法は、市中銀行の使用總資金、すなわち自己資本、預金、債券、外國爲替、借入金勘定の合計中において中央銀行の信用創出に依存する部分がどの程度の比重を占めるかを明かにすることである。しかしこれだけでは俗にオーバーローンという場合市中銀行の貸出勘定と預金勘定との比率から出發している實状とあまりにも離れすぎることになるので、まづ單純に貸出勘定と預金勘定とを對比し、次いで貸出勘定（外國爲替勘定等を加え調整する）を預金、債券、自己資本勘定の合計（現金勘定中の切手手形を差引く等調整を加える）と對比する方法を併用し、最も厳密な計測方法によって得られる結果との相異を明らかにすることは、必ずしも無意味なこととは思われない。かくて以下においては終戦後における我國市中銀行のオーバーローンの度合を計測する方法として、第1に單純に貸出勘定と預金勘定とを對比し、前者の後者に對する比率が100%を超える場合をオーバーローンと考え、第2に貸出勘定（調整を加える）と預金債券自己資本勘定の合計（調整を加える）とを對比し、前者の後者に對する比率が100%を超える場合をオーバーローンと考え、第3に日本銀行からの追加信用の使用總資金中における比率を算出し、それが10%（10%という數字自體に理論的な根據はないが、經驗的にこの線を超えるとオーバーローンということが問題とされる）を超える場合をオーバーローンと考えることとした。別表にオーバーローンの度合(1)(2)(3)として掲げてあるのが、それに該當するわけである。

なおこの中第1の計測の方法は、市中銀行の貸出勘定（割引手形と貸付金勘定の合計）と預金勘定とをそれぞれ何の調整を加えることもなく對比するのであるから、特に説明を要しないが、第2の計測の方法と第3の計測の方法についてはかなり複雑な調整を加えてあるので、その點について

若干の説明を必要とする。

まず第1に問題となるのは市中銀行の貸出勘定をどう調整するか特にこれに加算すべき外國爲替勘定の範圍をどこまで認めるかということである。現在市中銀行の資産勘定に計上されている外國爲替勘定は極めて複雑な内容をもっているのであつて、輸入信用狀の開設に必要な外貨マージンの中外銀の在外店に預入の形式をとっているものはもちろん、日本銀行の外國爲替貸付（俗稱日本銀行ユーザンス）並に日本銀行の海外借款見合貸（俗稱棉花借款）に即應するものまで含んでいる。この中貸出勘定に合算さるべきものは(1)日本銀行の外國爲替貸付の中舊制度の甲種貸付を除いた分、逆にいえば(a)舊制度の乙種貸付(b)別口外國爲替貸付と、(2)日本銀行の海外借款見合貸である。市中銀行の資産勘定としての外國爲替勘定の中、ここに掲げた分だけを貸出勘定に合算するのは、これらが形式上外國爲替とみなすという擬制を行っているにも拘らず、實質上はいささかも圓貨による普通の貸出勘定と異なるからである。すなわち朝鮮動亂勃發後の昭和25年9月に始められた日本銀行の外國爲替貸付は、その中に輸入信用狀開設に必要な外貨マージンの貸付（甲種）と外貨手形（外國の輸出商振出にかかる輸入手形）決済のための外貨の貸付（乙種）という2つの段階を包含するものであつたが、この中眞實の外貨の貸付と目すべきものは甲種段階だけであつて、しかもこの段階は日本銀行の外國爲替貸付制度創設以前は外國爲替管理委員會のギランティーですんでいた。従つてもし輸出超過の變態的な繼續による外國爲替特別會計の圓資金不足なかりせば、敢てこのような貸付制度は創設されることがなかつたに違いないのである。これに反し乙種段階においては、外貨手形決済に必要な外貨の貸付という形式をとるものの、貸出された外貨は外貨手形が船積書類その他のドキュメントとともに本邦の港に到着と同時にその手形決済のため支拂われてしまう（つまり外貨手形そのものにユーザンスは付いていない）のであるから、その貸付期間がドキュメント到着後3ヵ月乃至4ヵ月に互るところからも明かなように、實質的には輸入商に對して

外貨手形決済に必要な外貨に相應する圓貨を取引先市中銀行に納入することをその期間だけ猶予する結果となり、従ってその意味においては正に典型的な圓貨による普通の貸出に外ならない。事實外國爲替貸付制度創設以前においては、この乙種貸付に相應するものは、輸入貿易手形という輸入商が取引先市中銀行宛に振出す圓貨建の單名手形による貸出であったのであり、これは普通の貸出勘定中に包含されていたのである。ただ輸入貿易手形はこれを日本銀行において再割すると否との自由が残されていたのに對し、外國爲替貸付は一定の要件さえ備うならば無條件に日本銀行の追加信用となるという差があるだけのことであった。そこで昭和 27 年 2 月、このように無條件に日本銀行の追加信用となるということは金融調節上面白からずということから、外國爲替貸付制度に變更が加えられ、乙種貸付は廢止されて甲種貸付のみが残存することとなり、その代りとして乙種段階については曾ての輸入貿易手形（後に外國爲替引當貸付制度が實施されるに及んで輸入決済手形と名稱が改められた）が復活することとなり、乙種貸付が實質的に圓貨による普通の貸出勘定たることは愈々明白となった。尤も乙種貸付廢止後幾何もなく昭和 27 年 4 月以降別口外國爲替貸付制度が創設されることとなったが、これはいわゆるドルクローズの廢止に伴ってポンド残高の累積を見、この關係からポンド地區からの輸入を促進する必要が認められたのに對應して、ポンド地區からの輸入に限りドキュメント到着後舊制度の乙種以上の期間に互り圓資金の納入を猶予しようとするものであった。その後この制度はドル地區からの特定品目の輸入、更にインドネシア等オープン勘定地區からの特定品目の輸入にも擴張されることになったが、それはあくまで特定地區からの特定品目についての特別措置であって、一般措置としては輸入貿易手形制度が存在したのであった。何れにせよ別口外國爲替貸付は輸入貿易手形（輸入決済手形）と同段階について存在する特別の制度であり、その實質において舊制度の乙種貸付と同視して然るべきものであった。従ってこれを貸出勘定に合算する必要があることは多く述べる

迄もないのである。なお輸入貿易手形（輸入決済手形）による貸出は、輸出貿易手形（輸出前貸手形）による貸出が普通の貸付金中に包含されていることからいえば、當然これと同一の勘定に包含されてよいのであるが、從來外國爲替貸付の乙種貸付時代に外國爲替勘定に包含されていた關係もあるので、一般の貸付金勘定とは別箇に、輸入手形決済資金貸という特別の貸出勘定として計理されている。しかしこれもまた貸出勘定として通常の割引手形貸付金同様合算さるべき性質のものであることは當然であろう。次に海外借款見合貸は現在のところ米國からの棉花輸入についてのみ認められている特別の制度であるが、日本銀行が外貨債務の當事者となりその一方において外貨の貸付を行うという形式をとるものの、實質的に外貨に相應する圓貨の納入を取引先銀行にその期間だけ猶予する點では外國爲替貸付の乙種段階の場合と同様であるので、この部分は貸出勘定に合算さるべきものといえよう。ただ市中銀行の勘定の計理上信用狀の段階は支拂承諾見返勘定に統一されているにも拘らず、手形の段階は銀行によって支拂承諾見返勘定である場合もあるし、外國爲替勘定である場合もあるので、市中銀行の勘定から必要な計數をとることは困難であり、従って日本銀行の勘定の方から直接算出することにした。以上外國爲替勘定について長々と説明を加えたのは、この勘定が著しく巨額に上り、これを無視した貸出勘定のみ分析は甚だ一面的たることを免れず、従って又後に述べるようにオーバーローンの始期をどこにおくかという點について重大な影響を及ぼすからである。なお以上の説明はあまりにも金融技術的にわたり分りにくいと思われる點もあるので、市中銀行の外國爲替勘定並にこれと関連のある勘定を日本銀行段階（資産）と市中銀行段階（負債、資産）に分けて一表にしてみると次頁の通りである。

次に問題となるのは市中銀行の自己資本並に預金勘定をどう調整するかということである。この點については自己資本の範圍をどこまで認めるかということを決める必要があるが、この小論においては資本金・再評價積立金・資本準備金（増資



輸入金融計理方式一覽

事項別	日本銀行 段階資産 勘定	市中銀行段階		備考
		負債勘定	資産勘定	
政府の 外貨預託	—	預金	a預け金 b外國爲替 c貸付金	在日外銀に 預託の場合 在外外銀に 預託の場合 現地貸の場合
外國爲替 貸付	外國爲替 貸付	外國爲替	+ 外國爲替	
輸入決済 手形	割引手形	輸入手形 決済資金 借	+ 輸入手形 決済資金 貸	
棉花借 款	支拂承諾 見返 海外借款 見合貸	支拂承諾 a支拂承諾 b外國爲替	支拂承諾見 返 + a支拂承諾見 返 + b外國爲替	信用狀段階 手形段階

(註) +印は實質的に圓の貸出であり、従って貸出勘定に合算すべき項目である。

プレミアム)・利益準備金・任意積立金の合計を以て自己資本の計數とすることにした。この外自己資本として算入してもよいと思われるものに、貸倒準備金・價格變動準備金・退職給與引當・繰越の各項目があるが、一貫して計數をとることが困難であったため自己資本に合算しなかつた。これは資料の關係によるものであって、格別の理由はない。明治年代のオーバーローンの計測を行う場合、自己資本の調整は、發行銀行券の抵當公債をどうみるかということにからんで、極めて重大な問題であるが、終戦後に限局して考える限りはあまり大きな問題ではない。終戦後における新たな問題としてはむしろ預金の調整の方が遙かに重要な意味をもっている。それは終戦後融資規整の實行日本銀行の高率適用の強化等の關係もあって、市中銀行の預金勘定の粉飾が明治年代以降未だ曾てないような激しい程度に達しているからである。預金の粉飾は色々な方法で行われているが、オーバーローンの程度を計測するという目的に照して考えるならば、現金勘定中の切手手形を差引くことだけは最低限必要なことである。それ以外の面についても或る程度推定できないことはないが、資料の關係もあって正確には計測し難いので、ここでは預金と切手手形との兩建關係を相殺するこ

とで満足するより外なかつた。

以上に述べた3つの計測方法によって終戦後の全國銀行勘定にみられるオーバーローンの度合を測定したものが第1表である。終戦後の全國銀行勘定には、從來からの普通銀行はもちろんのこと、舊特別銀行3行(日本興業銀行日本勸業銀行北海道拓殖銀行)、新設された日本長期信用銀行(日本興業銀行と並んで長期信用銀行法による銀行である)、信託銀行の銀行勘定を含み、更に舊來の貯蓄銀行の勘定もすべて繼承されている。但し銀行と名の付くものでも、日本輸出入銀行日本開發銀行のような政府金融機關の範疇に入るものや、舊無盡會社の轉形である相互銀行は入っていない。復興金融金庫その他の金庫も入っていない點は、當然のことながら留意を要する。要するにコマーシャルベースにたつ銀行であつて日本銀行との關係密接なものが全國銀行の範圍に入るのである。今第1表によってまず預金と貸出の兩勘定を形式的に對比してみると、昭和21年12月の例外を除き、終戦以降預金は常に貸出を上廻っていたが、昭和26年8月以降貸出が預金を上廻るに至つた。そのピークは昭和26年10月末の106であるが、昭和28年においても7月8月9月の各月末は何れも104と、一向に低下の傾向を示していない(第1表オーバーローンの度合(1)参照)。次に第2の計測方法によってオーバーローンの度合を測ってみると、昭和25年9月以降オーバーローンの狀況になっており、そのピークは昭和26年8月末の114である。昭和27年昭和28年の兩年共、昭和26年の下半期に比べれば若干比重は低下しているが、昭和26年の上半期に比べると一向低下の傾向を示していない(第1表オーバーローンの度合(2)参照)。第2の方法によると、第1の方法に比べてオーバーローンの始期は約1ヵ年程早くなり、又それ以前の時期についても、オーバーローンにはならないものの、その比重は第1の方法による場合に比べてかなり高率であるといはつきりした差異がでてくる。更に第3の計測方法によってオーバーローンの度合を測みると、昭和21年12月末19と既に相當高率であるが、昭和22年の下半期以降昭和23年迄急

落して 10 以下となっている。しかるに昭和 24 年以降は 10 臺に上昇し、昭和 26 年 6 月末並に 8 月末は 21 に達し、これがピークとなっている。昭和 27 年並に昭和 28 年は昭和 26 年下半期に比べると若干低い水準にあるが、上半期の水準と比べると一向に低下の傾向を示していない（第 1 表オーバーローンの度合(3)参照）。昭和 26 年以降だけについてみると、第 2 と第 3 の計測方法の結果は略々同じ傾向を示していることが分るが、しかし終戦直後から昭和 25 年までの期間についてみると第 2 の方法と第 3 の方法とではかなりの相異がある。すなわち第 3 の方法によると、昭和 22 年の下半期以降昭和 23 年迄の期間を除き、全国銀行勘定は一貫してかなり高度のオーバーローンの状況にあったということになるのに對し、第 2 の方法によるとオーバーローンの状況になったのは昭和 25 年の下半期以降ということになる。以上第 1 第 2 第 3 の計測方法による測定の結果を総合してみると、第 3 の方法による限り終戦以降の我國市中銀行は一貫してオーバーローンの状況を続けているということになるのに對し、第 1 の方法によると市中銀行がオーバーローンになったのは比較的新しく、昭和 26 年下半期以降ということになり、しかもその後においてもオーバーローンでない月も相當あるという風にかなり變動が甚しいことになる。第 2 の方法による結果は丁度この中間に位し、第 1 の方法に比べればかなり固定的になるが、しかし第 3 の方法に比べるとそれ程でないということが明かである。

終戦以降の我國市中銀行のオーバーローンの状況について次に注意を要する點は、大都市に本據をおく銀行と、地方に本據をおく銀行とでは著しくその様相を異にするということである。まず第 2 表によって全国銀行の中から十一大銀行(第一・三井・三菱・富士・住友・三和・大和・東海・神戸・東京及び協和の各銀行)の勘定を抽出し、これに付き第 1 表と全く同様の計算をしてみると次のような結果がでてくる。すなわち第 1 の方法によると、十一大銀行がオーバーローンになったのは昭和 26 年 8 月以降で、全国銀行の場合と全く同じであり、またその比率はむしろ全国銀行の場

合よりも低い場合が多い(第 2 表オーバーローンの度合(1)参照)。ところが第 2 の方法によると、十一大銀行がオーバーローンになったのは昭和 25 年 2 月以降であって、全国銀行の場合に比べ 7 ヶ月程早くなり、且つその比率は常に全国銀行の場合に比べ著しく高いことが示されている(第 2 表オーバーローンの度合(2)参照)。更に第 3 の方法によると全国銀行の場合に比べてその比率は一貫して遙かに高く、概して大抵 5 割方高い場合が壓倒的に多い。例えば昭和 26 年 6 月末十一大銀行 30 なのに對し、全国銀行では 21 といった具合である(第 2 表オーバーローンの度合(3)参照)。以上を通観して分明することは、十一大銀行のオーバーローンの度合は全国銀行の平均に比し著しく高いということであって、第 1 の方法が逆の動きを示しているのは、十一大銀行の預金の粉飾が激しいことを意味するに過ぎない。

これに對し地方銀行は第 1 第 2 第 3 の何れの方法によって計測してみても、オーバーローンにはなっていない(第 3 表オーバーローンの度合(1)(2)(3)参照)。これは第 1 表と第 2 表とを對比するだけで既に當然豫想された結果に外ならないから、これ以上計數上の細部に立ち入らないことにしよう。要するに終戦後における我國市中銀行のオーバーローンとは、とりも直さず十一大銀行のオーバーローンの別名に外ならなかったといつても決して過言ではないのである。

### III オーバーローンの發生原因

第 1 第 2 の計測方法によると、終戦後の我國市中銀行のオーバーローンの始まりはドッジラインの實施以前に遡ることは困難である。そこでこの點にだけ着目するものは、オーバーローンの發生原因がドッジラインの實施による財政收支尻の黒字と、金融操作をなし得る財政資金(見返資金並に資金運用部資金)が通貨安定の見地から産業投資に充分の資金をさき得なかったことにあると主張する結果になる。確かにこのようなドッジラインの推進が終戦後におけるオーバーローンの發生原因の 1 つとなったという事實は、否定することができない。つまりドッジラインが本來具有する



ところのデフレーション的性格を緩和し恐慌の度を軽減するため、財政收支尻の黒字の範囲内で日本銀行の貸出増加の形で資金の再放出が意識的に行われたことは疑もなく事実である。しかし第3の計測方法によると、終戦後の我國市中銀行のオーバーローンはドッジライン実施後始まったものではなく、終戦後から最近に至る迄一貫してかなり固定的な性格をもったものであることが明かにされている。そしてこの第3の方法による計測がオーバーローンの度を測る最も厳密な方法であることが承認されるならば、ドッジラインの推進をオーバーローンの基本的原因と考えることは妥當でないということになる。しからば第3の方法に依據して終戦後のオーバーローンを基本的に説明し得る原因は何であるかというならば、それは敗戦のどん底から急速に立ち上り經濟の再建を強行するためには、近代銀行制度のもつ信用創出作用特にその中核としての中央銀行の信用創出作用が唯一の支柱であったからだというより外ないであろう。終戦直後においては急激な經濟復興に必要な投資資金を捻出すべき3つの經濟單位は、敗戦による國富の著しい損耗と國民所得の急減のため、何れも赤字を露呈していた。すなわち財政は進駐軍經費の負擔等から支出は徒らに膨脹するのみで、これを賄うに足る租税その他の經常收入は十分ではなかったから、財政投資を行うだけの資金を自力で捻出する力を缺いていた。企業は軍需生産から民需生産への轉換問題あるいは賠償問題等の關係もあって、前途の見透しがつかず徒らに遊休設備雇傭を抱えてその仕末に手一杯で、販賣代金の中から減價償却費を捻出することすらできないものが多く、況んや利潤の中からの内部留保によって再建にのりだす力はなかった。個人の家計も最低消費生活を営むだけの十分な所得を得ることができず、預金の引出し衣類家具等の僅かの財産の喰いつぶしによって赤字を補填するのがやっとであって、所得の中から任意貯蓄を行うだけの餘裕ある者は稀であった。凡そこのような状況の下で任意貯蓄を氣長に待っていたのでは、到底さし迫った經濟の再建に對應することはできない。そこで最後に残されたものは銀行制度のもつ

信用創出作用——それは明治の初期における資本の原始的蓄積同様激しいインフレーションを伴わずにはいないものであったが——による強制貯蓄だけであった。このような觀點から終戦後における銀行貸出の内容を分析してみると、次のような項目が注目される。

### (1) 設備資金

(a) 企業の減價償却の不足を補う資金——先にも述べたように終戦後しばらくの期間、企業の販賣代金は賃銀と原材料費とを賄うのが手一杯で、この中から損耗する設備の減價償却を積立てることは著しく困難であった。また企業の經理が或る程度立ち直り減價償却が可能となつてからも、固定設備の記帳價格をインフレーションの進行に伴い上昇した價格に即應して再評價することが昭和25年に至るまで法律上認められなかったため、企業の法律上認められる減價償却費は現實に固定設備の更新を必要とするに至つた際これに對應すべく甚しく不十分であった。そこで企業は既存の固定設備の更新資金まで、設備資金の名の下に銀行からの貸出を仰ぐことになった。

(b) 生産設備の新設擴張並に近代化を促進するための資金——水力電源の開発・大型外航船舶の建造・鐵鋼石炭の設備の近代化・紡績機械の再建等、經濟再建のため必要不可欠の基幹産業並に輸出産業の生産設備の新設擴張近代化のための資金は、財政資金と證券市場によつても供給されたが、そのみでは不足でどうしても銀行貸出の援助をうけなければならなかった。

### (2) 運轉資金

(a) 在庫の保有を可能ならしめる資金——企業經營の繼續のため生産高に對して一定率の在庫を保有することは當然である。しかるに終戦後においては各企業とも企業再建整備法によつて常時固定すべき流動資産は固定設備同様自己資本によつて調達すべきものとされたにも拘らず、到底それは不可能であった。特に商業部門において企業の弱體化は甚しく、在庫の保有資金を銀行貸出に依存する度合が他の業種に比べて異常に高かつた。

(b) 特に輸入原材料の入手を容易ならしめる資金——輸入が輸出のための第一の階段なりという

考えから、民間貿易再開後貿易手形制度によって輸入を優遇する措置が講ぜられていた。更に朝鮮動亂勃發後海外からの軍需品買付は著しく活潑となる一方原材料の輸入は困難となるに至って、輸入促進の見地から日本銀行の外國爲替貸付という世界でも稀にみる變態的な輸入金融優遇制度が出来上り、これによってインポーター並にインポーターから輸入品を引取るメーカーの銀行信用依存度はいよいよ高まった。

以上のような銀行貸出は所詮日本銀行の信用創出をその最後のよりどころとせざるを得ない。つまり過大な負擔を負った市中銀行が手形交換所を通ずる他行との相殺機能、あるいは店内振替を通ずる自行内の振替機能をフルに活用したことはいうまでもないが、いわゆる通貨不安税金攻勢等によって現金通貨の銀行に対する還流が停滞したこと、金利體系の正常化を早急に実施し得なかったこと等の事情も重なって、市中銀行が總體としてもつ信用創出機能の限界が常時破られ続けるという事態が生じたのである。要するに終戦後の我國市中銀行のオーバーローンの基本的原因は、任意貯蓄以上の投資を強行した點に求めらるべきで、その限りにおいて明治年代におけるオーバーローンと本質的に異なるものはないと考えられる。

しかしこのようにいうことは、決してドッジラインの推進によってオーバーローンの度合が更に高まったことまでも否定しようとするものではない。否寧ろドッジラインのもつデフレーション的性格を緩和しようとしたためにこそオーバーローンの度合が追加的に高められたという點に、明治年代に認められなかった終戦後のオーバーローンの1つの特色を認めるべきである。只それがオーバーローンの基本的原因でなくして累積的原因で

あることを忘れさえしなければよいのである。しかし終戦後における我國市中銀行のオーバーローンの累積的原因としては、決してこのようなドッジラインのもつデフレーション的性格（一般財政收支尻の黒字）を緩和しようとしたことだけにつけるものではない。それは昭和27年の11月以降はっきりしてきた國際收支尻の赤字が本來的にもつところのデフレーション的性格（それは一般財政收支尻が赤字に轉化しているにも拘らず、外國爲替資金特別會計が巨額の黒字となり一般財政收支尻の赤字を相殺して餘りがあるという形式で現われている）を緩和しようとしたことにも現われており、これが昭和28年以降オーバーローンの1つの新しい累積的原因となっているのである。

要するに終戦後最近まで一貫して續いている我國市中銀行のオーバーローンの原因は、基本的には實力以上の投資の強行に求められるが、それに累積的原因としてドッジライン実施後は一般財政收支尻の黒字によるデフレーションを緩和し、更に昭和27年11月以降は國際收支尻の赤字によるデフレーションを緩和しようとする動きが付加されているのであって、その基本的原因も累積的原因も究極のところインフレーション政策につらなるものとして、これを統一的に理解することも決して困難ではないであろう。それからまた終戦後のオーバーローンが實は十一大銀行のオーバーローンの別名に外ならなかったということは、經濟の再建が大銀行と大企業中心に集中して行われたことを意味するものに外ならないのであって、投資の強行も、財政收支尻の黒字の回避もあるいは國際收支尻の赤字の回避も、すべてこれら大銀行と大企業を通じて行われたと考えて大過ないであろう。



第I表 終戦以降における全國銀行のオーバーローンの状況

年月末	自己資本及び預金債券[A]					貸出[B]			オーバーローンの 度合(1)		オーバーローンの 度合(2)		追加信用[C]			オーバー ローンの 度合(3)	
	自己資本(a)	預金(b)	債券(c)	現金勘定中切手手形(d)	(a)+(b) +(c)-(d)	貸出(e)	外國爲替勘定(f)	(e)+(f)	金額(b)-(e)	比率[e] 率[b]	金額[A]-[B]	比率[B] 率[A]	日銀借入金(g)	外國爲替勘定(f)	(g)+(f)	[C] [A]+[C]	
昭和20・12	26	1,198	132	28	1,329	976	—	976	222	81	353	73	365	—	365	22	
21・6	26	1,411	136	25	1,549	1,128	—	1,128	282	80	420	73	239	—	239	13	
12	26	1,448	140	73	1,542	1,464	—	1,464	15	101	77	74	360	—	360	19	
22・6	26	1,548	141	76	1,639	1,219	—	1,219	328	79	419	74	302	—	302	16	
12	26	2,343	149	161	2,357	1,682	—	1,682	661	72	675	71	243	—	243	9	
23・6	15	2,925	92	257	2,776	2,126	—	2,126	798	73	649	77	282	—	282	9	
12	157	5,053	87	539	4,759	3,813	—	3,813	1,240	75	946	80	486	—	486	9	
24・6	170	5,825	121	657	5,459	4,591	—	4,591	1,233	79	867	84	576	—	576	10	
12	193	7,920	229	991	7,351	6,790	—	6,790	1,129	86	560	92	854	—	854	10	
25・1	193	7,697	239	865	7,264	6,791	—	6,791	905	88	473	93	854	—	854	11	
2	193	7,741	249	876	7,308	7,064	—	7,064	676	91	243	97	1,015	—	1,015	12	
3	194	8,763	259	1,412	7,804	7,458	—	7,458	1,304	85	345	96	967	—	967	11	
4	208	8,394	276	969	7,910	7,690	—	7,690	704	92	220	97	1,103	—	1,103	12	
5	239	8,489	287	1,023	7,992	7,771	—	7,771	718	92	221	97	1,131	—	1,131	12	
6	246	8,684	316	1,074	8,172	7,955	—	7,955	729	92	216	97	1,104	—	1,104	12	
7	246	8,879	355	1,004	8,476	8,161	—	8,161	718	92	315	96	968	—	968	10	
8	337	8,991	380	1,050	8,659	8,543	—	8,543	448	95	115	99	1,196	—	1,196	12	
9	361	9,642	402	1,580	8,825	8,779	53	8,832	863	91	6	100	1,313	53	1,367	13	
10	368	9,389	423	1,138	9,043	8,974	81	9,056	414	96	12	100	1,275	81	1,357	13	
11	381	10,045	450	1,202	9,674	9,324	142	9,467	720	93	207	98	1,057	142	1,199	11	
12	380	10,485	588	1,421	10,033	9,947	291	10,238	538	95	205	102	1,354	291	1,645	14	
26・1	381	10,738	530	1,269	10,381	9,899	718	10,617	839	92	236	102	958	718	1,677	14	
2	384	11,115	591	1,378	10,712	10,195	1,017	11,212	920	92	499	105	941	1,017	1,958	15	
3	386	12,111	649	2,071	11,075	10,641	1,280	11,921	1,470	88	845	108	1,148	1,280	2,428	18	
4	399	11,964	688	1,571	11,481	11,016	1,492	12,508	948	92	1,027	109	1,067	1,492	2,560	18	
5	423	12,407	723	1,672	11,881	11,506	1,605	13,111	900	93	1,230	110	1,250	1,605	2,856	19	
6	425	12,755	753	1,890	12,045	12,127	1,517	13,644	628	95	1,598	113	1,662	1,517	3,179	21	
7	443	12,927	784	1,647	12,508	12,645	1,429	14,074	281	98	1,566	113	1,775	1,429	3,204	20	
8	462	12,949	814	1,499	12,727	13,224	1,251	14,475	274	102	1,748	114	2,131	1,251	3,382	21	
9	481	13,635	844	1,666	13,295	13,830	1,093	14,923	194	101	1,627	112	2,253	1,093	3,346	20	
10	498	13,312	879	1,245	13,445	14,170	921	15,092	858	106	1,646	112	2,218	921	3,139	19	
11	527	13,951	913	1,324	14,067	14,507	876	15,383	555	104	1,315	113	2,069	876	2,945	18	
12	528	15,063	948	1,638	14,902	15,178	977	16,155	115	101	1,253	108	2,032	977	3,010	17	
						貸出(e)	外國爲替勘定(f)	輸入手形決済資金貸(f')	(e)+(f)+(f')	(b)-(e)-(e)-(f')	(e)+(f')	(b)	日銀借入金(g)	外國爲替勘定(f)	輸入手形決済資金借(f'')	(g)+(f)+(f'')	
27・1	530	14,931	984	1,403	15,042	15,190	939	—	16,129	102	1,087	107	1,960	939	—	2,899	16
2	536	15,262	1,020	1,490	15,328	15,162	810	501	16,474	103	1,145	107	1,647	810	464	2,921	16
3	539	16,758	1,042	2,173	16,167	15,562	591	813	16,997	98	830	105	1,479	591	684	2,755	15
4	553	16,756	1,086	1,697	16,699	15,857	421	926	17,206	100	506	103	1,139	421	846	2,407	13
5	592	17,318	1,123	1,704	17,529	16,239	340	1,061	17,641	100	311	102	974	340	967	2,281	12
6	592	17,605	1,158	1,915	17,441	16,793	348	1,028	18,171	101	730	104	1,390	348	957	2,696	13
7	592	17,840	1,195	1,888	17,739	17,243	404	946	18,594	102	854	105	1,611	404	883	2,899	14
8	590	18,499	1,233	1,973	18,349	17,858	486	981	19,326	102	976	105	1,648	486	904	3,038	14
9	589	20,084	1,270	3,026	18,918	18,395	554	992	19,942	97	1,024	105	1,757	554	911	3,224	15
10	603	19,990	1,326	2,447	19,473	18,626	624	1,146	20,397	99	924	105	1,142	624	1,059	2,826	13
11	645	20,708	1,372	2,379	20,346	19,119	711	1,217	21,048	98	702	103	1,070	711	1,106	2,887	12
12	660	22,238	1,422	3,087	21,233	20,046	774	1,233	22,054	96	821	104	965	774	1,160	2,901	12
28・1	660	21,884	1,482	2,762	21,263	19,952	838	1,326	22,116	97	853	104	1,018	838	1,211	3,068	13
2	660	22,150	1,541	3,049	21,302	20,365	907	1,289	22,562	98	1,260	106	1,417	907	1,208	3,532	14
3	658	23,333	1,585	3,022	22,555	21,283	944	1,329	23,558	97	1,003	104	1,628	944	1,164	3,737	14
4	816	22,391	1,656	1,921	22,942	21,368	918	1,352	23,638	101	696	103	1,360	918	1,235	3,514	13
5	912	22,731	1,712	1,782	23,573	21,860	925	1,334	24,120	102	547	102	1,519	925	1,227	3,672	13
6	913	22,965	1,768	2,004	23,643	22,389	933	1,312	24,636	103	993	104	1,841	933	1,235	4,010	15
7	921	23,239	1,793	2,008	23,945	22,810	1,019	1,264	25,094	104	1,148	105	1,879	1,019	1,193	4,092	15
8	920	23,694	1,831	2,192	24,254	23,417	1,073	1,236	25,727	104	1,473	106	2,231	1,073	1,152	4,457	16
9	922	25,122	1,864	2,946	24,963	23,986	1,085	1,198	26,270	100	1,307	105	2,151	1,085	1,114	4,350	15
10	940	24,518	1,932	2,276	25,115	24,186	1,103	1,213	26,504	104	1,388	106	2,095	1,103	1,136	4,335	15
11	1,010	25,479	1,982	2,773	25,699	24,540	1,095	1,282	26,917	101	1,218	105	1,914	1,095	1,167	4,177	14
12	1,016	27,076	2,028	3,120	27,000	25,368	1,063	1,344	27,776	99	775	103	1,618	1,063	1,271	3,953	13
29・1	1,017	26,414	2,076	2,876	26,682	25,333	1,004	1,432	27,770	101	1,138	104	2,147	1,004	1,325	4,478	14
2	1,023	26,365	2,108	3,046	26,450	25,363	982	1,446	27,792	102	1,341	105	2,456	982	1,328	4,767	15

(註) 1. 自己資本は資本金、資本準備金、再評價積立金、利益準備金及び任意積立金の合計額をとった。

2. 外國爲替勘定は日銀外國爲替貸付中、乙種貸付、別口貸付及び棉花借款貸の合計で信用状開設保証金相當額は控除したものの。27年2月制度切替以後分については舊制度乙種貸付相當分として輸入手形決済資金借を別に掲げた。

第II表 終戦以降における十一大銀行のオーバーローンの状況

年月末	自己資本及び預金債券[A]					貸出[B]			オーバーローンの の度合(1)		オーバーローンの の度合(2)		追加信用[C]			オーバー ローンの 度合(3)		
	自己資本(a)	預金(b)	債券(c)	現金勘定中切手手形(d)	(a)+(b)+(c)-(d)	貸出(e)	外國爲替勘定(f)	(e)+(f)	金額(b)-(e)	比[e]率[b]	[A]-[B]	比[B]率[A]	日銀借入金(g)	外國爲替勘定(f)	(g)+(f)	[C] [A]+[C]		
昭和 20・12	10	641	0	16	634	597	—	597	43	93	37	94	258	—	258	19		
21・ 6	10	741	0	15	736	704	—	704	36	95	32	96	200	—	200	21		
12	10	721	0	39	691	860	—	860	139	119	169	124	265	—	265	28		
22・ 6	13	793	0	52	753	680	—	680	113	86	73	90	234	—	234	24		
12	13	1,224	0	112	1,124	930	—	930	294	76	194	83	182	—	182	14		
23・ 6	7	1,515	0	195	1,327	1,137	—	1,137	377	75	189	86	264	—	264	17		
12	94	2,957	0	449	2,601	2,207	—	2,207	749	75	394	85	380	—	380	13		
24・ 6	100	3,401	0	548	2,953	2,614	—	2,614	787	77	339	89	438	—	438	13		
12	111	4,704	0	823	3,992	3,914	—	3,914	790	83	78	98	598	—	598	13		
25・ 1	111	4,553	0	725	3,940	3,919	—	3,919	634	86	20	99	605	—	605	13		
2	111	4,576	0	731	3,957	4,101	—	4,101	475	90	143	104	742	—	742	16		
3	111	5,194	0	1,122	4,184	4,325	—	4,325	869	83	140	103	729	—	729	15		
4	111	4,953	0	804	4,260	4,480	—	4,480	472	90	220	105	833	—	833	16		
5	120	5,004	0	838	4,286	4,506	—	4,506	498	90	219	105	863	—	863	17		
6	119	5,068	0	892	4,295	4,569	—	4,569	499	90	273	106	857	—	857	17		
7	119	5,138	0	831	4,426	4,644	—	4,644	493	90	217	105	743	—	743	15		
8	189	5,253	0	864	4,578	4,846	—	4,846	406	92	267	106	878	—	878	16		
9	200	5,690	0	1,274	4,616	4,976	52	5,029	713	87	412	109	966	52	1,019	18		
10	200	5,552	0	936	4,816	5,063	79	5,142	488	91	326	107	870	79	950	16		
11	210	5,879	0	990	5,100	5,243	133	5,377	636	89	277	105	767	133	901	15		
12	210	6,199	0	1,159	5,249	5,587	273	5,860	611	90	611	117	950	273	1,223	19		
26・ 1	210	6,339	0	1,048	5,501	5,523	699	6,222	815	87	721	113	680	699	1,379	20		
2	210	6,565	2	1,137	5,641	5,685	915	6,600	880	87	959	117	678	915	1,594	22		
3	210	7,175	10	1,607	5,788	5,897	1,159	7,057	1,278	82	1,268	122	800	1,159	1,959	25		
4	210	7,030	10	1,299	5,951	6,141	1,358	7,500	888	87	1,549	126	836	1,358	2,195	27		
5	227	7,409	10	1,368	6,278	6,448	1,461	7,910	961	87	1,631	126	938	1,461	2,399	28		
6	227	7,588	10	1,531	6,294	6,810	1,385	8,195	778	90	1,901	134	1,265	1,385	2,650	30		
7	227	7,504	10	1,340	6,401	7,133	1,296	8,430	370	95	2,029	132	1,441	1,296	2,738	30		
8	240	7,524	10	1,212	6,562	7,530	1,126	8,656	5	100	2,093	132	1,705	1,126	2,832	30		
9	256	7,920	10	1,267	6,920	7,945	977	8,922	24	100	2,002	129	1,795	977	2,772	29		
10	256	7,640	10	981	6,925	8,113	801	8,915	472	106	1,989	129	1,725	801	2,527	27		
11	278	7,901	10	1,007	7,182	8,265	763	9,028	363	105	1,845	126	1,680	763	2,443	25		
12	278	8,558	10	1,246	7,601	8,561	857	9,419	3	101	1,818	124	1,652	857	2,509	25		
						貸出(e)	外國爲替勘定(f)	輸入手形決済資金貸付(f')	(e)+(f)+(f')	(b)-(e)-(f')	(e)+(f')		日銀借入金(g)	外國爲替勘定(f)	輸入手形決済資金借付(f')	(g)+(f)+(f')		
27・ 1	278	8,479	10	1,099	7,668	8,584	845	—	9,430	105	101	1,762	123	1,619	845	—	2,464	24
2	278	8,677	10	1,157	7,808	8,471	725	413	9,609	207	102	1,801	123	1,353	725	394	2,473	24
3	278	9,509	1	1,604	8,184	8,640	528	686	9,855	182	88	1,671	120	1,232	528	579	2,340	22
4	278	9,405	△57	1,286	8,398	8,745	372	770	9,888	111	101	1,490	118	966	372	722	2,060	20
5	303	9,850	△42	1,269	8,884	8,923	300	884	10,108	42	99	1,223	114	782	300	830	1,914	18
6	303	9,961	△29	1,453	8,811	9,174	307	863	10,345	76	101	1,534	117	1,139	307	822	2,270	20
7	303	10,178	△16	1,437	9,044	9,404	350	790	10,545	15	100	1,500	117	1,248	350	750	2,350	21
8	301	10,526	△12	1,478	9,350	9,718	424	822	10,966	14	100	1,616	117	1,281	424	769	2,476	21
9	301	11,551	△5	2,216	9,636	10,010	485	834	11,330	706	94	1,694	118	1,337	485	776	2,599	21
10	301	11,376	△4	1,866	9,812	10,034	543	975	11,553	367	97	1,741	118	811	543	915	2,270	19
11	328	11,765	△4	1,763	10,330	10,241	621	1,043	11,906	480	96	1,575	115	751	621	969	2,342	18
12	328	12,599	△3	2,263	10,664	10,636	675	1,055	12,367	907	93	1,703	116	668	675	1,008	2,352	18
28・ 1	328	12,374	△3	2,043	10,659	10,544	731	1,128	12,405	701	94	1,745	116	713	731	1,048	2,494	19
2	327	12,591	△3	2,267	10,651	10,765	797	1,091	12,654	734	94	2,002	119	1,037	797	1,032	2,867	21
3	327	13,262	△3	2,189	11,401	11,296	829	1,133	13,259	833	94	1,857	116	1,202	829	991	3,023	21
4	444	12,526	△2	1,448	11,521	11,296	809	1,155	13,261	75	99	1,739	115	1,024	809	1,073	2,907	20
5	520	12,822	△2	1,336	12,007	11,582	812	1,145	13,540	95	99	1,532	113	1,118	812	1,069	3,000	20
6	520	12,862	△2	1,511	11,871	11,828	821	1,125	13,774	90	101	1,902	116	1,410	821	1,066	3,297	22
7	520	12,992	—	1,513	11,999	12,008	891	1,087	13,986	103	101	1,987	117	1,416	891	1,036	3,343	22
8	518	13,235	—	1,648	12,106	12,311	939	1,073	14,323	149	101	2,217	118	1,653	939	1,003	3,595	23
9	518	14,126	△1	2,165	12,479	12,621	947	1,028	14,597	475	97	2,117	117	580	947	963	3,490	22
10	518	13,800	—	1,699	12,619	12,704	956	1,036	14,697	60	99	2,077	116	1,550	956	974	3,481	22
11	563	14,300	△1	2,053	12,810	12,862	942	1,098	14,903	340	98	2,092	116	1,449	942	1,002	3,394	21
12	563	15,218	△1	2,364	13,418	13,242	908	1,135	15,286	840	94	1,867	114	1,261	908	1,079	3,248	19
29・ 1	563	14,933	△1	2,194	13,302	13,263	850	1,210	15,324	459	97	2,021	115	1,667	850	1,125	3,643	21
2	563	14,889	△1	2,322	13,131	13,280	821	1,231	15,333	377	97	2,202	117	1,889	821	1,137	3,848	23

(註) 十一大銀行とは第一・三井・三菱・富士・住友・三和・大和・東海・神戸・東京及び協和の各銀行をいう。改組名稱変更等のあつたものについてはその前身を含むことはいふまでもない。



第 III 表 終戦以降における地方銀行のオーバーローンの状況

年月末	自己資本及び預金[A]				貸出 [B]	オーバーローンの 度合(1)		オーバーローンの 度合(2)		日 銀 借入金 [C]	オーバー ローンの 度合(3) [C] /[A]+[C]
	自己資本 (a)	預 金 (b)	現金勘定中 切手手形 (c)	(a)+(b)-(c)		金 額 (b)-[B]	比率 [B] (b)	金 額 [A]-[B]	比率 [B] [A]		
昭和 20・12	億圓 5	億圓 381	億圓 5	億圓 381	億圓 121	億圓 259	% 32	億圓 259	% 31	億圓 15	% 4
21・6	5	469	6	468	146	322	31	321	31	7	1
12	5	525	14	516	215	310	41	301	42	11	2
22・6	5	581	14	571	227	353	39	344	39	26	4
12	5	864	30	838	390	474	45	448	47	13	2
23・6	1	1,063	40	1,024	581	482	55	443	57	39	4
12	41	1,648	50	1,639	1,094	554	66	545	67	39	2
24・6	43	1,878	51	1,871	1,356	522	72	515	72	52	3
12	48	2,410	66	2,391	1,882	527	78	508	79	113	5
25・1	48	2,388	57	2,378	1,873	514	78	504	79	108	4
2	48	2,382	56	2,373	1,921	461	81	452	81	128	5
3	47	2,542	112	2,478	1,994	548	78	483	80	99	4
4	51	2,510	58	2,502	2,009	500	80	493	80	124	5
5	51	2,561	60	2,552	2,036	524	80	515	80	112	4
6	51	2,668	59	2,661	2,120	548	79	540	80	88	3
7	51	2,771	55	2,767	2,189	582	79	578	79	79	3
8	63	2,743	57	2,750	2,301	442	84	448	84	157	5
9	76	2,837	122	2,790	2,349	488	83	441	84	179	6
10	83	2,792	70	2,805	2,399	393	86	405	86	227	8
11	84	3,015	76	3,022	2,492	523	83	530	82	140	4
12	84	3,086	92	3,079	2,663	423	86	415	87	225	7
26・1	85	3,174	76	3,183	2,646	528	83	536	83	139	4
2	88	3,261	90	3,259	2,697	564	83	562	83	148	4
3	90	3,466	176	3,380	2,837	629	82	543	84	186	5
4	103	3,564	98	3,568	2,892	671	81	676	81	105	3
5	105	3,579	99	3,585	2,978	600	83	606	83	170	5
6	109	3,714	122	3,701	3,138	575	85	562	85	191	5
7	117	3,935	102	3,950	3,239	695	82	710	82	115	3
8	122	3,965	101	3,986	3,346	619	84	640	84	151	5
9	125	4,141	154	4,112	3,461	679	84	651	84	178	4
10	142	4,145	101	4,186	3,570	575	86	616	85	225	5
11	143	4,377	114	4,406	3,674	703	84	732	83	144	3
12	144	4,732	152	4,725	3,900	831	82	824	83	96	2
27・1	146	4,737	120	4,763	3,883	854	82	880	82	92	2
2	150	4,811	124	4,837	3,971	839	83	865	103	92	2
3	151	5,283	223	5,212	4,155	1,128	79	1,156	80	57	0.9
4	163	5,388	144	5,407	4,283	1,105	79	1,124	79	38	0.7
5	169	5,422	147	5,444	4,389	1,032	81	1,054	81	57	1
6	171	5,560	166	5,565	4,600	960	83	965	83	93	2
7	171	5,566	157	5,580	4,698	867	84	882	84	172	3
8	171	5,804	186	5,789	4,903	900	84	885	85	170	3
9	170	6,158	319	6,010	5,079	1,079	82	930	85	198	3
10	184	6,290	231	6,243	5,221	1,068	83	1,021	84	136	2
11	191	6,480	241	6,430	5,377	1,103	83	1,053	84	145	2
12	193	6,972	306	6,858	5,694	1,277	82	1,163	83	94	1
28・1	193	6,892	272	6,812	5,675	1,217	82	1,137	83	125	2
2	194	6,930	312	6,813	5,770	1,160	83	1,042	85	176	3
3	193	7,369	389	7,172	6,022	1,346	82	1,150	84	170	2
4	213	7,306	234	7,285	6,044	1,261	83	1,241	83	118	2
5	226	7,344	205	7,365	6,153	1,190	84	1,211	84	170	2
6	231	7,535	231	7,535	6,342	1,193	84	1,193	84	184	2
7	239	7,649	226	7,662	6,481	1,167	85	1,180	85	198	3
8	240	7,809	246	7,803	6,690	1,118	86	1,112	86	263	3
9	242	8,135	372	8,005	6,893	1,242	85	1,112	86	270	3
10	260	7,998	271	7,986	6,951	1,047	87	1,035	87	316	4
11	273	8,314	327	8,260	7,051	1,259	85	1,205	85	274	3
12	274	8,937	356	8,855	7,400	1,537	83	1,454	84	105	1
29・1	274	8,608	303	8,580	7,322	1,286	85	1,257	85	201	2
2	274	8,558	314	8,519	7,294	1,264	85	1,224	86	256	3

(註) 地方銀行の貸出中に輸入手形決済資金貸の勘定が含まれているが、その金額が極めて僅少であるので、特に別建にしなかつた。